

一般名処方(一般名処方加算)について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取組を実施しております。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方(一般的な名称により処方箋を発行すること)を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方とは？

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。

そうすることで供給不足のお薬であっても、有効成分が同じ複数のお薬から選択でき、患者さんに必要なお薬が提供しやすくなります。

なお、後発医薬品のある先発医薬品について、患者さんの希望により先発医薬品を選択される場合は、選定療養として自己負担が生じることがあります。

ご不明な点がございましたら職員までご相談ください。